

I A S B 会議報告 (第 1 3 0 回から第 1 3 5 回まで)

I A S B (国際会計基準審議会)の臨時会議及び通常会議が下記のとおり開催された。

第 1 3 0 回臨時会議：2 0 1 0 年 1 1 月 1 0 日から 1 2 日の 3 日間 (F A S B との合同会議：ロンドンの I A S B 本部で開催)

第 1 3 1 回通常会議：2 0 1 0 年 1 1 月 1 6 日から 1 8 日の 3 日間 (このうち 1 7 日と 1 8 日は米国財務会計基準審議会 (F A S B) との合同会議)(米国コネチカット州ノーウォークの F A S B の本部で開催)

第 1 3 2 回臨時会議：2 0 1 0 年 1 2 月 1 日 (ロンドンの I A S B 本部で開催)

第 1 3 3 回臨時会議：2 0 1 0 年 1 2 月 3 日 (ロンドンの I A S B 本部で開催)

第 1 3 4 回臨時会議：2 0 1 0 年 1 2 月 8 日 (F A S B との合同会議：ロンドンの I A S B 本部で開催)

第 1 3 5 回通常会議：2 0 1 0 年 1 2 月 1 3 日から 1 7 日の 5 日間 (このうち 1 4 日から 1 6 日は F A S B との合同会議)(ロンドンの I A S B 本部で開催)

第 1 3 0 回会議は、I A S B と F A S B の合同会議で、金融商品 (償却原価及び減損)に関する議論が行われた。

第 1 3 1 回会議の I A S B のみの会議では、金融商品 (ヘッジ会計)、退職後給付、負債 (I A S 第 3 7 号 (引当金、偶発負債及び偶発資産)の改訂)、 I F R S 第 1 号 (初度適用)の見直し (固定適用日の廃止)、国際財務報告基準解釈指針委員会 (I F R S Interpretations Committee) の活動状況報告及び 今後の作業計画が議論された。一方、F A S B との合同会議では、金融商品 (償却原価及び減損)、金融資産と金融負債の相殺 (マスター・ネットリング契約)、包括利益計算書の改訂 (一計算書方式への統一)、概念フレームワーク (報告企業)、排出枠取引スキーム、公正価値測定及び 収益認識が議論された。教育セッションでは、金融商品の減損の認識に関連して、米国通貨監督庁 (Office of Comptroller of the Currency) の関係者から、貸出金のポートフォリオの減損発生時期に関するデータ及びその他の貸出金のパフォーマンスの統計に関する説明が行われた。I A S B 会議には理事 1 5 名が参加した。F A S B との合同会議には、F A S B のボードメンバー 5 名が参加した。ここでは、 から 及び から の議論の内容を紹介する。

第 1 3 2 回会議は、I A S B のみの会議で、金融商品 (償却原価及び減損)が議論された。

第 1 3 3 回会議は、I A S B のみの会議で、法人所得税 (I A S 第 1 2 号の部分改訂)が議論された。

第 1 3 4 回会議は、I A S B と F A S B の合同会議で、金融商品 (償却原価及び減損)が議論された。

第 1 3 5 回の I A S B のみの会議では、金融商品 (償却原価及び減損)、退職後給付、連結、公正価値測定、 I F R S 第 1 号 (初度適用)の見直し (超インフレ)及び

国際財務報告基準諮問会議（IFRS advisory Council）の活動状況報告が議論された。一方、FASBとの合同会議では、金融商品（償却原価及び減損）、金融資産と金融負債の相殺（マスター・ネットリング契約）、公正価値測定及び収益認識が議論された。教育セッションとして、IASBが現在先行している金融商品（ヘッジ会計）及び保険会計が取り上げられ、FASBに対して、IASBでの議論の状況の説明が行われた。IASB会議には理事15名が参加した。FASBとの合同会議には、FASBのボードメンバー5名が参加した。ここでは、 から 及び から の議論の内容を紹介する。

第130回臨時会議（2010年11月10日から12日）

今回は、IASBとFASBの日程が詰まっていることから、各日2時間程度の会議を3日間にわたって行った。また、11月12日は、IASBの保険プロジェクトのワーキンググループ会合と重なったため、一部のIASBボードメンバーは、臨時会議に出席しなかった。

IASBとFASBの合同会議

1. 金融商品（償却原価及び減損）

今回は、予想損失の見積りに際して用いる情報の持つべき特性及び 予想損失の認識のタイミングの2点について議論が行われた。

(1) 予想損失の見積りに用いる情報の特性

予想損失の見積りに関する情報が有しているべき特性に関して、見積期間は、貸出金の全存続期間とするかそれより短い期間とするか及び 予想損失の見積りに用いる情報は、予想時点で存在している条件のみを用いるべきか、それとも、条件に関する将来の予想を含むべきかの2点が議論された。

予想損失の見積期間

予想損失を見積もるための見積期間は、貸出金の全存続期間とするかそれより短い期間とするかが議論された。全存続期間を対象とする場合には、貸出時に用いた条件と同じ情報を用いて見積りができ、また、企業のリスク管理方法と首尾一貫した見積りが可能となるという利点がある。一方、全存続期間より短い期間を対象として予想損失を見積もる場合には、実務上の対応がよりやりやすくなり、また、短期間を超える見積りを行うと、不正確又はより主観的な見積りしかできなくなる可能性があるため、これを避けることができるといふ利点がある。

議論の結果、IASB及びFASBの双方とも、貸出金の全存続期間を対象として予想損失を見積もることを求めることに暫定的に合意した。

見積りに用いる条件

予想損失を見積もる場合に、F A S Bの金融商品に関する公開草案では、将来の条件を考慮することは禁止されているが、I A S Bの公開草案では、将来の条件を考慮することを求めている。両者の取扱いの統一化を図るため、予想損失を見積もる際には、予想時点で存在している条件が残りの期間にも継続するという仮定を用いて見積りを行うべきか、それとも、過去のデータ、現在の条件及び将来の経済的条件の信頼のある予想を用いて予想時点での見積りを行うべきかが議論された。

議論の結果、I A S B及びF A S Bの双方とも、予想損失を見積もる際には、過去のデータ、現在の条件及び将来の経済的条件の信頼のある予想を用いて予想時点での見積りを行うべきことに暫定的に合意した。

(2) 予想損失の認識のタイミング

オープン・ポートフォリオにおける減損計算では、新規にポートフォリオに加わった資産に対する予想損失の見積もりと従来から存続している資産の予想損失の見積もりの変更を区別する計算方法を採用しない限り、当初の予想損失の見積もりがその後変更された場合に「完全キャッチ・アップ・アプローチ (full catch-up approach)」を採用することができない。そのため、I A S Bでは、「期間比例アプローチ (time-proportionate approach)」(従前は、「部分キャッチ・アップ・アプローチ (partial catch-up approach)」と呼ばれていた)を適用することを支持している。このアプローチの下では、各期末に存在する資産のみを対象として、それらに対して予想損失を見積もる。すなわち、オープン・ポートフォリオの期末時点で予測される存続期間全体を決定し、さらに、そのうちの当該期末までの経過年数(加重平均経過年数)を決定する。その上で、期末に見積もられる予想損失をあたかも、過去から適用してきたかのように計算し、過去の経過年数に配分される予想損失額を計算する。例えば、全存続期間が5年と予想され、過去の経過年数が3年と予想される場合には、当期末に見込まれる予想損失のうち、5分の3が当期末までに認識されることになる。

このように、このアプローチは、時の経過に比例して減損が発生する場合には、適切な方法といえるが、貸出後の早い時期に減損が生じる場合には、減損の認識が遅れる場合があり得る方法である。

一方、F A S Bは、貸出時に予想される減損の全額をその貸出を行った期において認識する方法を選好しており、そのため、予想損失のうち当期末までに認識されなかった部分が将来に配分される期間比例アプローチでは、減損の認識が過小となることを懸念している。この両者の意見の対立を解消するための議論が行われ、次に示す7つのモデルが提示され、その概要に関する議論が行われたが、合意に至った事項はない。

- (a) 代替案1：貸付金の全存続期間に予想される減損の即時認識
- (b) 代替案2：将来の短い期間(全存続期間ではない)に発生が予想される減損の即時認識。

- (c) 代替案3：将来の短い期間に発生が予想される減損の当該短期間にわたる認識。
- (d) 代替案4：貸付金の全存続期間に予想される減損の期間比例アプローチによる認識(ただし、ポートフォリオをグッド・ブックとバッド・ブックに分け、後者については、予想損失をその発生した期に全額認識)。
- (e) 代替案5：代替案4と同じ全存続期間予想損失を用いるが、ポートフォリオに属する貸出金の一部を概念的にサブ・ポートフォリオとして分離し、その部分については、予想損失の認識期間を期間比例アプローチよりも短くすることによって予想損失の早期認識を行う。
- (f) 代替案6：(グッド・ブック及びバッド・ブックに加えて)ミドル・ブック区分を設け、予想損失の早期認識を図る。ミドル・ブック区分で早期に認識される予想損失は、全存続期間又は短期間の予想損失のいずれかとなる。また、ミドル・ブック区分は、いろいろな形で定義できる(詳細は、この代替案が支持された場合に将来検討する)。
- (g) 代替案7：クーパー理事提案の代替案(概要説明は省略)

第131回会議(2010年11月16日から18日まで)

IASB会議

1. 金融商品(ヘッジ会計)

今回は、金利リスクに関するポートフォリオ・ヘッジ会計(通称「マクロ・ヘッジ」)に関する議論が行われた。具体的には、銀行の金利リスク管理戦略、リスク管理目的と整合するヘッジ会計、現行IAS第39号(金融商品：認識及び測定)におけるマクロ・ヘッジ会計の下で生じるヘッジの非有効性及びヘッジの非有効性の判定に関する代替のアプローチ(ボトム・レイヤー・アプローチ)の3つについて議論が行われた。

なお、マクロ・ヘッジに関しては、担当スタッフが交代となるため、今回の議論を受けたスタッフによる検討は遅れる予定である。したがって、マクロ・ヘッジ部分が2011年6月までに完成することは困難な情勢となっている。IASBでは、交代スタッフの到着を待って、2011年第一四半期にもマクロ・ヘッジの議論を再開する予定である。

また、マクロ・ヘッジを除く一般的なヘッジ会計に関する議論は終了したので、これに関するヘッジ会計の見直しの公開草案が2010年12月に公表された。

(1)銀行の金利リスク管理戦略

今回の議論では、スタッフから、マクロ・ヘッジを行う銀行の経済的目的(economic objectives)及びリスク管理戦略に関して、次のような分析が示された。この分析が、マクロ・ヘッジに関する議論の根底となる。

- (a) 金利リスクをヘッジする際の銀行の主要な目的は、ある与件となる期間（例えば、5年から7年）にわたって、ネット金利マージン（貸出金利と調達金利の差額）を安定させることである。
- (b) 銀行は、通常、金利エクスポージャーをアンダー・ヘッジの状態にする。
- (c) 金利リスクをヘッジする銀行は、固定金利建て及び変動金利建ての資産及び負債をまとめて管理しており、財政状態計算書の片側（例えば、資産又は負債）の1つのリスク（例えば、固定又は変動）のみに焦点を当ててはいない。
- (d) キャッシュ・フローの変動性を低減させることのみならず、金利変動による公正価値の変動性をも低減させることによって、財政状態計算書の借方及び貸方の金利キャッシュ・フローをマッチングさせる。しかし、リスク管理目的は、金利変動による期限前償還項目の公正価値の変動をすべて相殺することではない。目的は、ネット金利マージンの安定化である。

(2) リスク管理目的と整合するヘッジ会計

現行IAS第39号の下では、公正価値ヘッジ及びキャッシュ・フロー・ヘッジという2つの代替案が、銀行のポートフォリオ・ヘッジに適用可能である。今回、スタッフから、上述のリスク管理目的に照らして、この2つのヘッジ手法がマクロ・ポートフォリオ・ヘッジに適用可能かどうかに関する分析が示された。

分析では、公正価値ヘッジを採用すると包括利益計算書上及び財政状態計算書上において、損益及び資産及び負債のマッチングが達成できるため、2つの手法のうち公正価値ヘッジが選好される可能性が高いとしている。そして、ポートフォリオベースで金利リスクをヘッジしている銀行にとって、次の条件が満たされるのなら、公正価値ヘッジ会計はヘッジ関係を取り扱うのに適切な解決方法といえるとしている。

- (a) 会計上認識されるヘッジの非有効部分が、リスク管理で識別される非有効部分と整合的である場合。
- (b) リスク管理目的でヘッジ対象とヘッジ手段と考えられているものが、ヘッジ会計の観点からもヘッジとして適格である場合。
- (c) モデルの適用が、実務的に可能な場合。

しかし、上記(1)で示したポートフォリオの持つ複雑性（例えば、ネット金利マージンの安定化を図ることがリスク管理の目的であり、また、通常、金利エクスポージャーをアンダー・ヘッジの状態にするなど）のために、このような条件を満たすことは難しく、実務的には公正価値ヘッジモデルをポートフォリオに適用することはできないと分析している。そのなかで、もっとも問題と考えられるのが、比例アプローチに起因するヘッジの非有効性であり、これについてはつぎでその概要を示すこととする。

(3) IAS第39号のヘッジ会計の下で生じる非有効性とボトム・レイヤー・アプローチ

I A S 第 3 9 号の下でのポートフォリオの公正価値ヘッジでは、ヘッジ会計が求める要件と銀行のリスク管理戦略との間に相違が生じ、これに起因するヘッジの非有効性の判断が、必ずしも銀行のリスク管理戦略と整合的でない場合が生じている。

例えば、ヘッジ対象に期限前償還オプションが付されている場合、公正価値ヘッジの下では、ヘッジ対象の公正価値測定に当たって、期限前償還オプションに対応する公正価値を除くことは認められていない。しかし、銀行のリスク管理戦略では、期限前償還オプションに起因する公正価値の変動をヘッジしようとしていないことが多く、これに起因するミスマッチは、会計上、ヘッジの非有効性として報告されている。

I A S 第 3 9 号の下では、ヘッジ対象となる金融商品の全体をヘッジ対象とする場合のほか、その一部分（比例パーセンテージ）を部分ヘッジとして指定することができる（比例アプローチ（proportion approach））。今回議論された最も重要な点は、この部分ヘッジという手法が、必ずしもリスク管理戦略と整合的ではないという点である。これを解決するため、スタッフからは、これに代わる提案として、ボトム・レイヤー・アプローチ（bottom layer approach）が提案された。ボトム・レイヤー・アプローチでは、指定された金融商品の全体金額のうち、まず最初に、ヘッジ対象部分が指定されることになる。言い換えると、最下層の部分がヘッジ対象部分としてまず指定されることになる。

例えば、金融商品 X の t_0 での公正価値が 100 であったとし、そのうち、20（20%）をヘッジ対象として指定したとする。その後、 t_1 になって、金融商品 X の公正価値が 90 に下落した場合、比例アプローチでは、 $2 (= 20 - 20 \times 90 / 100)$ がヘッジの非有効性部分とされる。しかし、ボトム・レイヤー・アプローチでは、金融商品 X の公正価値が 90 あり、20 を超えているので、非有効となる部分はないと判定され、ヘッジの非有効性部分は、0 となる。したがって、公正価値の 10 の減少は、ヘッジの非有効性には影響しないこととなる。

比例ヘッジの考え方は、ポートフォリオを、それを構成する個別のヘッジ対象の集合体と考え、個別のヘッジ対象に生じた非有効性をそのままポートフォリオでの計算にも反映させようという考え方が基礎となっている。一方、ボトム・レイヤー・アプローチでは、ポートフォリオ・レベルでヘッジ会計を適用しようとしており、ポートフォリオを、それを構成する個別のヘッジ対象の単純な集合体とは考えていない。そのため、どちらの考え方を適用するかで、ヘッジ会計から生じる損益が異なってくる。ボトム・レイヤー・アプローチの考え方が、銀行のリスク管理戦略をより適切に反映しているというのが、スタッフの提案理由である。

議論の結果、マクロ・ヘッジに対してボトム・レイヤー・アプローチを適用することは、銀行のリスク管理方針をより適切に会計処理に反映するものと考えられるので、さらに検討することがスタッフに指示された。

2 . 退職後給付

今回は、2010年10月に引き続き、2010年4月に公表された公開草案（確定給付

制度) に対して受領したコメントの分析及びそれらを踏まえた意思決定がなされた。今回検討されたのは、表示、開示及び分類の3つであった。

表示

議論の結果、次の点が暫定的に合意又は改めて確認された。

- (a) 制度資産の公正価値及び確定給付債務の変動のすべてを勤務費用、財務費用及び再測定構成要素に分解することについては、2010年10月に暫定合意されているが、今回、このうち、勤務費用及び財務費用を当期純利益で表示するという公開草案での提案が改めて確認された。
- (b) また、勤務費用及び財務費用を当期純利益の中のどこで表示するか(例えば、財務費用を支払利息に含めて表示する)については特定しないことが暫定的に合意された。
- (c) 再測定構成要素の表示については、公開草案では、その他包括利益(OCI)で表示することを提案していたが、今回、これを変更し、当期純利益又はOCIのいずれかで表示することを認めること(選択肢の導入)が暫定的に合意された。
- (d) 再測定構成要素をその後OCIから当期純利益へ振替えること(リサイクリング)を禁止することが確認された。
- (e) 企業がOCIとして認識している累積額を資本内部で振替えることを要求はしないが、許容することが暫定的に合意された。公開草案では、OCIの変動は未処分利益剰余金に含めることとされていたが、今回、これを取り下げ、OCIの累積額をどこで認識するかに関しては特定しないこととされた。このため、例えば、独立表示されているOCI累積額から未処分利益剰余金に振替えることができることになる。
- (f) 他のIFRSが資産の原価に含めることを要求又は許容する場合を除き、制度資産の公正価値及び確定給付債務の変動のすべてを勤務費用、財務費用及び再測定構成要素に分解するという公開草案の提案が改めて確認された。

開示

公開草案では、開示目的として、企業に次の情報開示を求めている。

- ・企業の確定給付制度の特徴を説明する。
- ・企業の確定給付制度から生じた財務諸表上の金額を識別し、説明する。
- ・確定給付制度が、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響するかを記述する。

公開草案では、上記の開示目的に沿って、さらに、次のような開示を求めている。

- ・感応度分析を含む、リスクについての情報
- ・人口統計上の仮定についての開示
- ・確定給付制度債務の代替的測定値の開示
- ・資産・負債マッチング戦略
- ・将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性

議論の結果、公開草案での提案に次のような改訂を加えることが暫定的に合意された。

- (a) 全体的なリスクに関する過度に詳細な説明を求めめるのではなく、確定給付制度によって企業がさらされている企業に特有又は通常ではないリスクに関する記述に焦点を絞ることとする。
- (b) 公開草案で求めている次の開示提案を削除する。
- ・ 報告期間の開始時に合理的に起こり得ると考えられる重要な数理計算上の仮定ごとの変動の影響が、どのように現在勤務費用に影響したかに関する開示。
 - ・ 人口統計的数理計算上の仮定 (demographic actuarial assumption) を決定するために用いられたプロセスに関する簡単な記述。
 - ・ 将来5年間にわたる拠出が当該期間における現在勤務費用と大きく異なることとなるかも知れない要因に関する議論の記述。
- (c) 次の開示を追加する。
- ・ 拠出予定 (funding arrangement) 及び拠出方針 (funding policy) に関する記述。
 - ・ 翌年の拠出予定金額。
 - ・ 給付債務の満期状況に関する情報。
- (d) 制度資産を、当該資産のリスクと流動性の特徴を区別するようにカテゴリーに分類するという要求を変更する。すなわち、公開草案で求めている最低限分類しなければならぬカテゴリー(不動産、政府負債金融商品など)を指定することをやめ、これに代えて、開示原則を充足するために開示されることになるであろうカテゴリーを例示することとする。
- (e) 昇給の予測の影響を除外するように調整をした確定給付債務の現在価値を開示する公開草案の提案に代えて、確定給付債務の内容を区分することを求める。そのような区分には、権利確定した給付部分、権利が未確定な給付部分、将来の昇給部分及び他の条件付負債などに分解することが考えられるが、これについては、さらに検討することが、スタッフに指示された。

分類

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 公開草案では、そこでの提案に基づくと両者の会計処理上の相違がなくなるため、退職後給付とその他の長期従業員給付とをまとめることが提案されていたが、これを改め、両者の間の現行の区分を維持する。これは、その他の長期従業員給付に関する現行規定で適用上問題となっている事項がないことを踏まえると、あえてその他の長期従業員給付の会計処理を退職後給付の会計処理に合わせる必要がないとのコメントでの指摘を受けた暫定合意である。
- (b) 従業員給付を短期従業員給付とする区分は、当該給付の金額全体が決済される時期に基づいて行うことを明確化する。
- (c) 短期従業員給付としての分類は、当該給付が短期従業員給付の定義を満たさなくなった時点で見直さなければならないことを明確化する。

3. 負債（IAS第37号の改訂）

このプロジェクトの公開草案は、2010年1月に公開され、2010年9月から受領したコメントの分析と検討が行われている。今回、負債の存在に関する判定規準、訴訟の場合の追加ガイダンスの必要性及び負債認識のための蓋然性規準の3点について議論が行われた。ここでは、まず、これまでの議論を整理した上で、上記3点について解説することとする。

(1) IAS第37号における負債認識のための3つの規準

現行IAS第37号では、負債として認識するために、次の3つの基準をすべて満たすことが求められている。

- (a) 規準1：負債の存在が不確実な場合には、負債が存在する可能性が高い（発生しないより発生する可能性が高い（more likely than not））、すなわち、企業が現在の債務（present obligation）を有している可能性が高い。
- (b) 規準2：将来の経済的便益の流出となる可能性が高い（発生しないより発生する可能性が高い（more likely than not））（これは、「蓋然性規準」ともいわれている）、かつ
- (c) 規準3：負債の金額について信頼性のある見積りができる。IAS第37号は、規準3は、極めて稀な場合を除きすべてのケースで満たされると想定している。

IASBにおけるこれまでの議論では、上記規準1及び2に関して、次のような改訂を行うことが暫定的に合意されている。

規準1における「発生しないより発生する可能性が高い」という規準を削除し、負債が存在しているかどうかの判定に当たっては、すべての入手可能な証拠を考慮し、負債が存在しているかどうかの判断を行うことを求めることに修正する。

「流出する可能性が高い」という規準2（蓋然性規準）を削除する。規準2を削除した結果、もし信頼性を持って測定できるのであれば、（上記の修正第1規準を適用して）存在すると判断されたあらゆる負債を認識する。

今回、上記及びで記述しているIASBの暫定合意の内容の妥当性が議論された。

(2) 負債の存在に関する判定規準（規準1関連）

負債が存在するかどうか明確でない場合に、その存在を判定する基準として、現行IAS第37号では、上述の規準1（負債が存在する可能性が高い（発生しないより発生する可能性が高い））を満たすことを求めているが、公開草案では、これを削除し、すべての入手可能な証拠を考慮し、負債が存在しているかどうかの判断を行うことを求めている。これは、「負債が存在する可能性が高い」という「明確な境界線」（閾値）を示すことに

よって、同じ状況にもかかわらず異なる会計処理を導く可能性を恐れたための決定であった。

受領したコメントでは、負債の存否に関する判断は、閾値がなければ機能しない、所定の閾値がなければ作成者や監査人が独自の方針を開発しなければならず、これにより、企業ごとにばらつきが生じ、比較可能性を損ない、また個々の作成者と監査人との間の議論のためによりコストがかさむことになるといった批判が寄せられた。

議論の結果、公開草案での提案を削除し、現行IAS第37号の「発生しないより発生する可能性が高い」という閾値を維持することが暫定的に合意された。

(3) 訴訟の場合の追加ガイダンス（規準1関連）

企業が受訴している場合に負債の存否を判断するために追加ガイダンスが必要であるというコメントが寄せられている。特に、規準2（蓋然性規準）を廃止するというIASBの暫定合意の結果、企業が訴訟を受けた場合には、その帰結がどのようなものであろうと負債を認識しなければならいと考える人々がいて、このような誤解に対応するため、2010年4月にスタッフ・ペーパー「法的訴訟から生じる負債の認識（Recognizing Liabilities arising from Lawsuits）」が公表された。この中で、蓋然性規準（規準2）の廃止は、被告が直ちに負債を認識しなければならないことにはならない点が解説されている。今回、スタッフからは、追加ガイダンスと設例を追加することが提案され、それらの案も提示された。

議論の結果、法的手続で被告となっている企業は、入手可能な証拠が、次のいずれかを示す場合には、負債を負っている可能性が高い（more likely than not）という点が暫定的に合意された。

(a) 事件が裁判所で処理される場合には、裁判所が企業に不利に判決する可能性が高い、又は、

(b) 事件が、和解により解決（out-of-court settlement）される可能性が高い。

このほか、スタッフから提示された適用ガイダンス案及び例示案についても議論が行われ、スタッフに対し、関係者からこれらに対するコメントを求めることが指示された。

(4) 負債認識のための蓋然性規準（規準2関連）

負債の認識に当たって、将来の経済的便益の流出となる可能性が高くない（50%以下）場合には、負債として認識しないというのが現行IAS第37号の蓋然性規準であるが、その結果、信頼性を持って測定できるにもかかわらず、将来の経済的便益の流出の可能性が低いため、負債として認識されず、オフバランスとなってしまふことが問題とされ、IASBは、この規準を廃止することを2005年の公開草案で提案している。IASBは、企業が負債を有していれば（すなわち、規準1を満たしていれば）、そして、信頼性をもって測定できれば、経済的便益の流出の可能性の有無にかかわらず、

負債として認識すべきと考えている。その後、この暫定合意に対する反対のコメントを受けて改めて議論を行い、2006年及び2007年に、蓋然性規準を廃止するという暫定合意を再確認している。

今回は、規準1において「発生しないより発生する可能性が高い(50%超)」という規準に戻ることに暫定合意したことを受けて、改めて、蓋然性規準を廃止するかどうかについても議論が行われた。

議論の結果、蓋然性規準を廃止することを改めて確認したものの、さらなる関係者との意見交換が必要であるとの判断から、スタッフに対して、この問題に関する論点をまとめた文書を作成し、コメントを求めることが指示された。

(5) 次のステップ

今回の暫定合意を受けて、これらについて関係者のコメントを求める文書を新たに作成することが暫定的に合意された。そのため、今後のこの問題の検討は、コメントを受領し、その分析を行う関係上、2011年7月以降となる。また、将来、IASBがIAS第37号の改訂に関するすべての事項に関して合意に達した場合には、それらすべてについて改めて意見を求めることが暫定的に合意された。

IASBとFASBの合同会議

1. 金融商品（償却原価及び減損）

今回は、2010年11月の臨時会議に続き、予想損失の認識のタイミングについての議論が行なわれた。

議論の結果、すでに、第130回会議(2010年11月10日から12日)報告で触れた7つの代替案のうち、最終的に次に示す3つが、今後検討すべき代替案として絞り込まれたが、今回それ以外に合意された事項はない。

(a) 代替案2

貸出金の全存続期間の一部である将来の短い期間に発生が予想される減損を即時に認識するというアプローチ。オープン・ポートフォリオの場合、当期に認識すべき予想損失額は、各期末のポートフォリオの残高に損失率をかけて計算される。これにより、当期に見込まれる予想損失(及び過去の予想損失の変動)がすべて当期で認識される。

(b) 代替案4

貸出金の全存続期間に予想される損失を用い、グッド・ブックについては、期間比例アプローチに基づいて、加重平均存続期間にわたって予想損失を認識するが、バッド・ブックについては、予想損失をその発生した期に全額認識するアプローチ。

(c) 代替案5

代替案4と同じく全存続期間に予想される損失を用いるが、ポートフォリオに属する貸出金の一部を概念的にサブ・ポートフォリオとして分離し、その部分については、予想損失の認識期間を期間比例アプローチよりも短くすることによって予想損失の早期認識を行うアプローチ。

代替案2は、全存続期間の一部である将来の短い期間に発生が予想される損失のみを対象としているので、第130回(2010年11月)の暫定合意(全存続期間に予想される損失を用いる)に反しているといえるが、FASBは、期間比例アプローチ(全存続期間の予想損失のうち、当期末までに経過した期間に比例的に対応する部分までの損失を認識するという方法)では、貸付当初に損失が発生するようなケースに十分対応できないことを懸念しており、予想損失の認識を遅らせない方法として、代替案2の考え方も検討すべきだとしている。また、代替案5は、このようなFASBの懸念に対応して、全存続期間に予想される損失の一部の早期認識を図ろうとしている。

2. 金融資産と金融負債の相殺(マスター・ネットティング契約)

今回は、金融資産と金融負債の相殺のモデル、金融資産及び金融負債の同時決済(simultaneous settlement)及び条件付相殺権の取扱いの3点について議論が行われた。

(1) 相殺モデル

金融資産と金融負債の相殺を求める又は認めるために、どのような条件を満たすべきかに関して、次の点が議論された。

- ・ 相殺に関する無条件の権利及び意図があることが、どのような相殺モデルにおいても主要なベースとなるべきか。
- ・ 相殺権(無条件の相殺権)は、通常の営業活動時においてのみ強制されるべきものであるべきか、又は、通常の営業活動時及び債務不履行又は倒産の場合の双方において強制されるべきものであるべきか。
- ・ 相殺は、相殺のための規準を満たす場合、許容されるべきか強制されるべきか。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 相殺に関する無条件の権利及び意図があることが、相殺モデルの主要なベースとなるべきである。
- (b) 無条件の相殺権は、すべての状況において強制されるものでなければならない。
- (c) 相殺のための規準を満たす場合、相殺は強制されるべきである。

(2) 同時決済

ここでは、企業が無条件の相殺権を持つが、保有する資産を実現させ、そして、保有する負債を同時に決済することを意図している場合において、そのような資産と負債を相殺すべきかどうか議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 企業は、無条件の相殺権を持ち、かつ、資産と負債を同時に決済する意図を有している場合には、資産と負債を相殺しなければならない。
- (b) 同時決済とは、資産の実現と負債の決済が同じときに起こることをいう。したがって、2つの契約の決済の間に信用リスク又は流動性リスクが存在しないことが必要となる。このため、名目の決済時間が同一でも、時間帯（time zone）が異なる場合には同時決済とはみなされない。

(3)条件付の相殺権

条件付相殺権に基づいて相殺表示を認めるかどうかに関して議論が行われた。条件付相殺権をどのように取扱うかに関しては、次の3つの代替案が議論された。

- ・代替案1：条件付相殺権であってもネットティングを認める。この代替案では、マスター・ネットティング契約（相手方の契約不履行又は倒産の場合にネットティングができるという条件付契約）に基づいて相殺表示することを認めることになる。
- ・代替案2：条件付相殺権があり、リスク又は重要な条件が同一か、又は、同一の金融商品である場合にのみネットティングを認める。
- ・代替案3：条件付相殺権ではネットティングを認めない（無条件の相殺権のある場合のみネットティングを認める）。

議論の結果、IASB及びFASBともに暫定的に代替案3を支持した。これは、米国においては、マスター・ネットティング契約に基づいて、金融資産と金融負債を相殺表示している現行の会計処理の変更を意味する。

3．包括利益計算書の改訂（1計算書方式への統一）

包括利益計算書（公開草案では、「当期純利益及びその他包括利益計算書（statement of profit or loss and other comprehensive income）」と改称している）を1計算書方式のみとすることを内容とする公開草案（OCI項目の表示）は、2010年5月に公表され、2010年9月30日にコメント期限が到来した。FASBも金融商品会計基準の公開草案と同時にIASBの公開草案と同様な内容の包括利益計算書に対する改訂提案を公表している。

今回、コメントで指摘された次の論点に関して議論が行われた。

- ・ OCIに関する概念フレームワークの検討が終了するまで本プロジェクトを進めるべきではない。
- ・ 1計算書方式のみではなく、2計算書方式も引き続き認めるべきである。
- ・ 本改訂基準の発効日を他の検討中のIFRSと合わせるべきか、合わせない場合には、いつを発効日とするか。
- ・ 経過措置を設けるかどうか。

・ その他

なお、今回でコメントの検討が終了したので、IASB及びFASBは、スタッフに対して、最終基準案のドラフト作成を開始するよう指示した。

議論の結果、IASB及びFASBは、次の点に暫定的に合意した。

- (a) コメントでは、OCI項目として表示すべき要素にはどのようなものがあるのか、また、OCIから当期純利益への再分類はいつ行われるべきかに関する議論を終了するまで、本プロジェクトを進めるべきではないとの指摘があったが、本プロジェクトでは、包括利益計算書上での表示のみを取扱うことから、概念的な検討を待たずに、本プロジェクトを完成させる。
- (b) 当期純利益及びOCIを、単一の一体となった計算書、又は、2つの分離しているが継続している計算書のいずれかで表示することを求める。前者は、1計算書方式を指しており、後者では、最初の計算書は当期純利益で終了し、第2の計算書はそれに続く形でOCIからスタートする計算書となる形式が考えられる。現行IAS第1号(財務諸表の表示)では、2計算書方式を示しているが、そこでの第2の計算書は、当期純利益が示され、次いで、OCIを示す形式となっている。
- (c) 新基準は、他のIFRSとは関係させずに発効日を決めることとし、米国会計基準では、2011年12月15日から、IFRSでは、2012年1月1日から適用を開始する。
- (d) 経過措置は設けず、遡及修正を求める。
- (e) FASBは、組替調整(reclassification adjustment)をOCIと当期純利益の段階で表示するという暫定合意を確認した。
- (f) IASBとFASBは、OCIを税引後で表示して注記で詳細を開示する方法又は税引前で表示して税額を括弧書きする方法で表示することを認めるとともに、当期純利益を基礎とする現在の1株当たり利益の表示を維持することを確認した。
- (g) IASBは、組替調整を行うOCIとそうではないOCIを包括利益計算書上で明示することを確認した。

4．概念フレームワーク（報告企業）

今回の会議では、より優先度が高いMOU(覚書)プロジェクトに限られた時間を使うため、本プロジェクトの議論を当面延期することが合意された。このため、本プロジェクトは、当初予定の2011年第1四半期に完成させるのではなく、2011年7月以降に完成させることになる。

5．排出枠取引スキーム

今回は、先月に引き続き、キャップ・アンド・トレード・スキームにおける排出枠と負債の当初及びその後の測定に関して議論が行われた。具体的には、超過排出負債(liability for excess emissions)の認識及び負債の測定、購入した排出枠(allowance)の当初及

びその後の測定並びに 排出枠取引スキームに関連する資産及び負債の財政状態計算書上での表示の3点について議論が行われた。

なお、割当負債 (liability for allocation) 及び超過排出負債の定義は、次のとおりである。

割当負債：割当排出枠の水準以下に企業が排出を削減できない場合に、排出枠を返却する義務。この負債は、企業がスキーム管理者から貨幣的対価なしに排出枠を割当てられた時点で生じる。

超過排出負債：割当負債を超過した排出に対してスキーム管理者に排出枠を提供する義務。

(1) 超過排出負債の認識及び負債の測定

ここでは、超過排出負債をいつ認識すべきか及び 負債の測定の2点について議論が行われた。

2010年10月の会議では、スタッフからは、超過排出負債を、企業による実際の排出が割当負債を超過したときに認識すべきで、超過排出負債の当初及びその後の測定は、スキーム管理者に提供されなければならない排出枠の公正価値とすべきであるとの提案が示された。この提案では、超過排出が見込まれる時点で、予想に基づいて返却される排出枠の量を、加重平均アプローチを用いて予測し、当該超過排出量に対する負債がその時点で全額見積られることとなる。しかし、これに対しては、IASB及びFASBのボードメンバーの反対が強く、さらなる検討がスタッフに指示されていた。

超過排出負債の認識

今回、IASB及びFASBからの指示を受けて検討した結果が、スタッフから、スキーム管理者に返却すべき排出枠の量をどのように決定するかに関する次のような3つの見解として示され、議論が行われた。

- (a) 見解1：企業は、スキーム全体から排出枠を引渡さねばならない。そのため、割当排出枠が関連する遵守期間における全予想排出量に基づき、負債を当初測定しなければならない。
- (b) 見解2：企業は、割当排出枠に対してのみ返却を義務付けられている。そのため、割当負債の上限は割当排出枠の量となる。さらに、遵守期間において割当排出量を超過して排出すると見込まれる場合には、超過排出負債は、見込まれることとなった時点以降、予想超過排出量に基づいて、遵守期間にわたって排出に伴って認識される。
- (c) 見解3：企業は、割当排出枠に対してのみ返却を義務付けられている。そのため、割当負債の上限は割当排出枠の量となる。超過排出負債は、実際の排出が割当負債を超過した時点以降、じっさいの排出に基づいて認識される。

議論の結果、IASB及びFASBのボードメンバーの意見は、上記(a)に対する支持は少ないものの、見解2及び3に対しては、ほぼ半々という状況であった。このため、スタッ

フに対し、これら2つの見解に対する関係者の意見を聴取することが指示された。

負債の測定（負債に関連して返却される排出枠の量の見積方法）

2010年10月の会議で、スキーム管理者から排出枠が割り当てられた場合、返却される排出枠の量をどのように見積もるかに関して次の2つの見積方法（割当負債の測定）が示され、議論された。

(a) 予想返却アプローチ（expected return approach）

予想に基づいて返却される排出枠の量の当初見積りを行う方法（加重平均アプローチを用いて負債が見積られる）。割当負債の文脈では、企業は、割り当てられた排出枠の量以上の排出枠を見込むことはできない。

(b) 認識中止アプローチ（derecognition approach）

割当てられた排出枠の総数をもって返却される排出枠の量の当初見積りを行う方法。それ以後は、企業が割り当てられた排出量より排出を減少させると見込む場合には、返却されるべき排出枠の量を減少させることになる。

この2つの方法は、超過排出負債の測定においても適用できると考えられ、「予想返却アプローチ」は見解1及び2と、「認識中止アプローチ」は見解3と整合的と考えられる。議論の結果、上記2つの方法についても関係者の意見を聴取することがスタッフに指示された。

(2) 購入した排出枠の当初及びその後の測定

ここでは、購入した排出枠の当初及びその後の測定が議論されているが、2010年10月には、割り当てられた排出枠の当初及びその後の測定が議論され、当初認識時に公正価値で測定し、その後の測定も公正価値を用いることが暫定合意されている。

スタッフからは、次の2つのモデルが提示された。

(a) モデル1：当初認識時に公正価値で測定し、その後の測定も公正価値を用いる。

(b) モデル2：利用意図によるアプローチ

利用意図により、

- ・ 使用目的で保有する場合には、当初は公正価値測定するが、その後の測定では再測定を行わない。
- ・ 売買目的で保有する場合には、当初認識時に公正価値で測定し、その後の測定も公正価値を用いる（モデル1と同じ）。

議論の結果、モデル1を用いることが暫定的に合意された。これは、購入される排出枠と割り当てられる排出枠との間には差異がないので、両者には同じ測定モデルが適用されるべきであるとの考えに基づくものである。

(3) 財政状態計算書上の表示

排出枠取引スキームに関連する資産及び負債を財政状態計算書上でどのように表示するか

について、次の3つの見解がスタッフから示され、議論が行われた。

- (a) 見解1：排出枠に関連する負債とネットに表示することは禁止する。
- (b) 見解2：排出枠と関連する負債は、相殺規準が原則的には満たされるので、相殺する意図がある場合には、ネット表示を認める。
- (c) 見解3：排出枠と関連する負債は、結合表示（linked presentation）の形式を利用して、ネット表示する。結合表示では、財政状態計算書上、資産及び負債がネットで資産又は負債となる側において、資産総額と負債総額がグロスで示されるとともに、資産と負債のネットの金額が表示される。

議論の結果、IASBとFASBは、次のような異なる暫定合意に達した。

- ・IASBは、見解1を支持したが、見解3には反対しない。
- ・FASBは、見解3を支持した。なお、FASBは、結合表示をする際に、企業が、資産と負債を相殺する意図を持っていることが必要だとは考えていない。

(4) 次のステップ

IASB及びFASBは、これまでに到達した暫定合意に関して、アウトリーチを行い関係者の意見を聴取することとし、その結果を2011年下半期に両者に示すように指示をした。したがって、本プロジェクトが次に合同会議で議論されるのは、2011年下半期以降となる。

第132回臨時会議（2010年12月1日）

IASB会議

1. 金融商品（償却原価及び減損）

今回は、新たな再公開草案の範囲、分離アプローチ（'decoupled' approach）の下における全存続期間予想損失の配分方法及びグッド・ブック及びバッド・ブックの判定規準について議論が行われた。今回は、議論が行われただけで、暫定合意に達した事項はない。

(1) 再公開草案の範囲

減損に関して再公開をすることを予定しているが、その目的及び範囲をどこまでとするかが議論された。

金融資産の減損に関して、現行IAS第39号の発生損失アプローチに代えて、予想損失アプローチを提案する公開草案「金融商品：償却原価及び減損」は、2009年11月に公表され、これに対するコメントはすでに受領している。

受領したコメント及び金融資産の減損の専門家から構成される専門家諮問パネル（EAP）

からの提案を受けて、公開草案とは異なるアプローチを考えているのは、オープン・ポートフォリオに関する減損の認識である。そこでは、予想損失を実効金利に反映するのではなく、減損を管理している企業のリスク管理システムに基づいて減損部分だけを切り離して認識・測定するデカップリングという考え方、期間比例アプローチの採用及びグッド・ブックとバッド・ブックという考え方が検討されており、IASBは、これらに関して新たにコメントを求めることが必要だと考えている。今回、その際に、短期売掛債権に対する減損の認識及び測定を範囲に含めるかどうか議論された。

議論では、短期売掛債権については、収益認識の公開草案において、その当初認識時に減損を収益から控除するという提案がなされており、収益認識プロジェクトでの結論を待って、本プロジェクトで検討すべきとの考え方から、再公開草案の範囲から除外することが妥当ではないかという方向性が示された。この方向で暫定合意されるならば、オープン・ポートフォリオに含まれる金融資産に関する問題に限定する再公開草案を準備することになる。このほか、オープン・ポートフォリオでの考え方を、クローズド・ポートフォリオや単一の金融商品にも適用するかなどの論点に関するIASBの議論の方向性についても再公開草案に含めることがスタッフに助言された。

(2)分離アプローチにおける全存続期間予想損失の配分方法

オープン・ポートフォリオにおける全存続期間予想損失の認識のタイミングに関しては、第131回会議（2010年11月）において議論が行われているが、そこで検討されている代替案4及び5のグッド・ブック区分においては、全存続期間予想損失を期間配分する考え方が採用されている。

今回は、代替案4及び5のグッド・ブック区分で採用されている全存続期間予想損失を期間配分する考え方に関連して、配分方法を指定すべきかどうか（例えば、年金法（annuity approach）や定額法（straight-line method））及び配分方法に割引率を用いるときの実務への配慮に関して議論が行われた。

全存続期間予想損失の配分方法の特定のは非

期間比例アプローチの下で考えられる期間配分方法には次の3つがあり、これらのいずれか又はいくつかを配分方法として指定すべきかどうか議論された。

- ・ 非割引予想損失の定額法
- ・ 割引予想損失の定額法
- ・ 年金法

議論では、実務的に一番負担の少ないのは「非割引予想損失の定額法」であることが理解されたものの、割引率を用いた「割引予想損失の定額法」や「年金法」もより高度な管理を行っている銀行では利用できるようにすべきであるといった検討が行われた。

割引率

配分方法に割引率を用いるときに、実務の負担への配慮から、割引率として、リスク・フ

リー金利とIAS第39号に基づいて計算される実効金利との間の金利を用いることを許容すべきかが議論された。

(3)グッド・ブックとバッド・ブックの判定規準

オープン・ポートフォリオにおける全存続期間予想損失の認識のタイミングに関連して、ポートフォリオをグッド・ブックとバッド・ブックに分け、前者に対しては、ある配分方法に基づいて全存続期間予想損失の認識を行うが、後者に対しては、回収が見込まれない金額（予想損失）を即時に認識することが提案されている。このため、両者を区分する判定規準を明確にする必要がある。

今回、この判定規準として次の2つの代替案がスタッフから提示され、検討が行われた。

- (a) 代替案1：期日を90日以上超過している又は回収が見込まれない貸出金をバッド・ブックとする。
- (b) 代替案2：企業の内部信用リスク管理システムで採用されている区分に依拠してバッド・ブックを決定する。

議論では、代替案2が適切であるとの意見が示された。さらに、バッド・ブックの目的を明確にし、原則ベースのガイダンスを提供する可能性についても議論された。

第133回臨時会議（2010年12月3日）

IASB会議

1. 法人所得税（IAS第12号の部分改訂）

2010年9月に公表された公開草案「繰延税金：基礎となる資産の回収（Deferred Tax: Recovery of Underlying Assets）」に対して受領した75通のコメントの分析が提示され、これに基づいてコメントでの指摘事項の検討が行われた。

議論の結果、公開草案での提案を一部変更する暫定合意がなされた。その結果、IAS第12号に対する改訂は、次のようになる。

- (a) 「繰延税金負債及び繰延税金資産の測定は、企業が資産及び負債の簿価を回収又は決済すると予想する方法に基づく税務上の帰結を反映しなければならない」というIAS第12号の測定原則に対する例外を導入する。
- (b) 例外は、IAS第40号（投資不動産）の公正価値モデルを適用する投資不動産（企業結合で当初公正価値で測定され、その後公正価値モデルを用いて測定される投資不動産を含む）に限定する。
- (c) 例外が適用されるときには、売却によって回収が行われるという仮定を用いて繰延税金負債又は繰延税金資産を測定することが要求される。
- (d) 上記の仮定は、資産が、経済的耐用年数にわたって当該資産の有する経済的便益を費

消することをその目的とするビジネスモデルに基づいて保有されている場合には、覆すことができる。

- (e) 公正価値で測定される投資不動産を解釈指針（S I C）第21号「法人所得税：再評価された非償却資産の回収（Income Taxes: Recovery of Revalued Non-Depreciable Assets）」の範囲から除外する。
- (f) 改訂基準は、遡及適用する。
- (g) 2012年1月1日以降に開始する事業年度から適用するが、早期適用が許容される。なお、今回で議論は終了したので、スタッフに対して、基準化のための作業に着手することが指示された。その結果、最終改訂基準は、2010年12月に公表された。

第134回臨時会議（2010年12月8日）

IASBとFASBの合同会議

1. 金融商品（償却原価及び減損）

今回、2010年11月の通常会議での議論に引き続き、予想損失を認識するタイミングに関する次の3つの代替案を理解するための議論が行われた。また、今回、新たに、代替案4の変形（代替案4プライム）の考え方があるボードメンバーから提示された（下記(d)参照）。

(a)代替案2

貸出金の全存続期間の一部である将来の短い期間に発生が予想される減損を即時に認識するというアプローチ。オープン・ポートフォリオの場合、当期に認識すべき予想損失額は、各期末のポートフォリオの残高に損失率をかけて計算される。これにより、当期に見込まれる予想損失（及び過去の予想損失の変動）がすべて当期で認識される。

(b)代替案4

貸出金の全存続期間に予想される損失を用い、グッド・ブックについては、期間比例アプローチに基づいて、加重平均存続期間にわたって予想損失を認識するが、バッド・ブックについては、予想損失をその発生した期に全額認識するアプローチ。

(c)代替案5

代替案4と同じく全存続期間に予想される損失を用いるが、ポートフォリオに属する貸出金の一部を概念的にサブ・ポートフォリオとして分離し、その部分については、予想損失の認識期間を期間比例アプローチよりも短くすることによって予想損失の早期認識を行うアプローチ。

(d)代替案4プライム

代替案4のグッド・ブックに適用される期間比例アプローチに、新たに、期末から12カ月の間に予想される損失を計算し、これと期間比例アプローチで計算される累積残高とを

比較し、高い方をグッド・ブックに対する貸倒引当金の金額として認識するというプロセスを追加する。これは、将来12カ月間の予想損失をグッド・ブックに対する貸倒引当金のフロアーとして設定するという意味があり、貸出の初期に減損が多く生じるケースに対する減損の認識が遅れないようにするための対応である。

議論では、代替案4プライムに対する支持が多かったが、スタッフに対して、12カ月といった明示的な数字を示すのに代えて、予想期間を決定するための原則を開発するよう指示がなされた。さらに、これらの代替案について、関係者から実務での適用上の問題点に関して事情聴取することも指示された。

第135回会議（2010年12月13日から17日まで）

IASB会議

1. 金融商品（償却原価及び減損）

今回は、新たな再公開草案の範囲、コミットメントと金融保証の取扱い及び表示と開示について議論が行なわれた。今回の議論で再公開のための議論が終了したので、スタッフに対して、起草を始めることが指示された。

(1) 再公開草案の範囲

2010年12月1日の議論を受けて、減損に関する再公開草案の範囲に関する議論が行われた。なお、ここでは、「再公開草案」と記述しているが、後述のとおり意見を求める範囲がオープン・ポートフォリオなどに限定されているため、再公開の形式が再公開草案とは異なり、2009年11月に公表された公開草案「金融商品：償却原価及び減損」に対する補足の公開資料となる可能性がある。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 短期売掛債権については、収益認識の公開草案において、その当初認識時に減損を収益から控除するという提案がなされており、収益認識プロジェクトでの結論を待って、本プロジェクトで検討すべきとの考え方から、再公開草案の範囲から除外する。
- (b) 再公開草案の範囲は、オープン・ポートフォリオに含まれる金融資産に関する問題に限定するが、この考え方をクローズド・ポートフォリオや単一の金融商品にも適用すべきかどうかについても意見を求めることとする。
- (c) グッド・ブックにおける全存続期間予想損失の認識のための配分方法として、年金法（annuity approach）や定額法（straight-line method）があるが、最終基準では配分方法を特定すべきかどうかについてコメント求めることとする。なお、定額法には、割引を行う方法と行わない方法の2つが含まれる（第132回臨時会議の議論を参照）。また、配分方法に割引率を用いる際に、実務の負担への配慮から、割引率として、リ

スク・フリー金利と I A S 第 3 9 号で規定する実効金利との間の金利を用いることを許容すべきかどうかに関しても、コメントを求めることとする。

- (d) 貸出金をグッド・ブックとバッド・ブックに区分する規準は、企業の内部信用リスク管理システムで採用されている区分に依拠するとともに、バッド・ブック区分を設ける目的を明確にする。

(2)コミットメントと金融保証の取扱い

ここでは、現在金融商品の減損モデルの対象となっていない次のようなコミットメント及び金融保証を減損モデルの対象に含めるべきかどうかに関して議論が行われた。

- ・ I A S 第 3 9 号から範囲除外され、I A S 第 3 7 号の対象となっているローン・コミットメント。
- ・ 市場金利より低い金利で貸付を行うことを約束しているコミットメント (I A S 第 3 9 号の対象であるが、減損の認識に関しては I A S 第 3 7 号が適用される)
- ・ 企業が I F R S 第 4 号 (保険契約) を適用することを選択している金融保証。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 公正価値で測定されていないローン・コミットメントを最終基準に含めるべきかどうかに関して再公開草案で質問を行い、意見を聞くこととする。
- (b) 多くの金融保証は、現在 I A S 第 3 9 号の対象範囲に含まれるが、保険契約の公開草案では、金融保証を保険契約の I F R S が取扱うこととしている。このため、再公開草案で金融保証に関して改訂を行うと、その後、保険契約プロジェクトが確定する段階で、再度会計処理が変更となる可能性があることから、今回は、金融保証を再公開草案には含めないこととする。しかし、本プロジェクトでの減損の議論が金融保証にどのような影響を及ぼすかに関して再公開草案で記述を行うとともに、保険契約プロジェクトとの関係などの説明を行う。

(3)表示及び開示

オープン・ポートフォリオに対する予想損失の認識モデルに基づき、下記の開示を求めることが暫定的に合意された。

- (a) 包括利益計算書では、I A S 第 3 9 号に基づいて算定される実効金利に基づいて受取利息を表示するとともに、減損は、別建てで表示する。
- (b) I F R S 第 7 号 (金融商品 : 開示) で示されている信用リスクの開示に関する原則の下で適切と考えられる分解表示の水準に関する新たなガイダンスを示す設例を再公開草案のなかに含める。
- (c) 提案されている開示は、同一期間の財務諸表で利用者が同時に入手することができる他の資料を参照することで対応することができるようにする。
- (d) 貸倒引当金に関して、企業は、次の事項を開示しなければならない。

- ・ グッド・ブックとバッド・ブックに関する貸倒引当金について別々の調整表。
 - ・ グッド・ブックにおいて、翌期における予想損失が、貸倒引当金の期間比例アプローチによる配分残高より大きい場合には、追加引当額。
 - ・ バッド・ブックに含まれる貸出金の名目金額の調整表。
- (e) グッド・ブックに関して、過去5年間の次の情報を表形式で開示することを求める。
- ・ 当初の予想損失。
 - ・ 名目金額残高。
 - ・ 期間比例アプローチに基づく配分による貸倒引当金残高。
 - ・ (もし該当すれば)フロアーに到達するために引当てた金額。
- (f) 特定のポートフォリオ又は地域が損益に重要な影響を与えている場合には、企業は、損益の質的及び量的分析を開示しなければならない。
- (g) 信用リスク管理及びグッド・ブックとバッド・ブックの間の区分に関して、次の開示が要求される。
- ・ グッド・ブックとバッド・ブックで貸出金がどのように管理されているかに関する質的な分析。
 - ・ グッド・ブックからバッド・ブックへ振替えるための規準。
 - ・ 企業が内部信用格付システムを用いているバッド・ブックについては、当該内部信用格付システムに関する情報。
 - ・ 内部格付のグレードがどのように両ブックに付与されているか。
- (h) 企業は、異なる信用グレードで予想損失がどのように処理されているかについてわかるようにするために、(内部で用いているグレードの数を超えない)十分な数の信用格付グレードにわたって名目金額及び予想損失(全存続期間予想損失及び翌期に発生すると見込まれる信用損失の両方)に関する情報を開示しなければならない。最低限、企業は、グッド・ブックとバッド・ブックを区分しなければならない。
- (i) 全存続期間予想損失及び翌期に発生すると見込まれる信用損失に関して、次の情報が開示されなければならない。
- ・ インプットのベース及び信用損失を決定するために用いた予測技法。
 - ・ 見積りの変更及びその理由についての説明。
 - ・ 予測技法の変更及びその理由についての説明。
- (j) 予想損失と実績との比較の開示に当たって、企業がバック・テストを行っている場合には、実績と従前の予想損失とを比較する量的分析を示さなければならない。ある場合には、質的説明が要求される。企業がバック・テストを行っていない場合には、実績と従前の予想損失に関する質的分析を開示しなければならない。
- (k) グッド・ブックからバッド・ブックへの振替の表示に関連して、バッド・ブックに振替えられた貸出金に対応する貸倒引当金をグッド・ブックからバッド・ブックへ振替える。
- (l) 用いた仮定の感応度(sensitivity)に関する開示は求めない。

2. 退職後給付

今回は、2010年4月に公表した公開草案（確定給付制度）に対して受領したコメントの分析及びそれらを踏まえた意思決定がなされた。今回検討されたのは、縮小（curtailment）と清算（settlement）、複数事業主制度（multi-employer plans）及びその他の3つであった。ここでは、及びについて解説を行う。

(1) 縮小と清算

2010年11月までに次の点が暫定合意されている。

- ・ 制度資産の公正価値及び確定給付債務の変動のすべてを勤務費用、財務費用及び再測定構成要素に分解し、勤務費用及び財務費用を当期純利益で表示する。
- ・ 勤務費用を測定するために用いた仮定の変動による損益は、勤務費用から除き、再測定に含める。
- ・ 再測定構成要素は、当期純利益又はOCIのいずれかで表示することを認める。

ここでは、これを受けて、次の損益をどこで表示するかに関して議論が行われた。特に、下記損益は相互に重複する部分があるため、これらを整理した上で、表示をどのように行うかが議論された。

- ・ 制度改訂から生じる過去勤務費用（公開草案では、権利が未確定の過去勤務費用は、制度改訂時に即時に損益として認識することが提案されており、これにより、制度改訂によって生じる過去勤務費用はすべて即時に損益として認識される）。
- ・ 縮小から生じる損益。
- ・ 清算から生じる損益。

縮小から生じる損益

現行IAS第19号では、縮小は、次の2つの場合に生じるとされている（第111項）。

- (a) 確定給付制度の対象となっている従業員の数の重要な削減を行う場合。
- (b) 現在の従業員による将来の勤務の重要な要素が給付に適切とならないか、又は、減額された給付にしか適切でないように制度の条件を変更する場合。

また、過去勤務費用は、「企業が過去の勤務に給付を帰属させる確定給付制度を導入するとき又は既存の確定給付制度の下で支払うべき給付を変更するときに発生する」（第97項）とされている。また、過去勤務費用は、正又は負のいずれにもなるとされている（第7項）。

議論では、縮小は、過去勤務費用又は数理計算上の差異に分解することが可能なので、縮小という概念を維持することが必要かどうかを検討された。すなわち、上記(b)は、将来認識される費用に関連する（将来、勤務が提供されて初めて費用として認識される）ので、制度変更が発生した期では認識されることはなく、また、上記(a)は、過去の勤務に影響する場合には過去勤務費用として、また、従業員数の見積りと実績の差であれば数理計算上

の差異として認識することができるからである。しかし、縮小による従業員の重要な削減は、企業の意味によるものであり、従業員の意思による退職に関連する数理計算上の差異とは区別すべきであるとの判断から、スタッフからは、縮小という概念を上記(a)の場合のみに限定し、上記(b)は、縮小の定義から除くべきであるという提案がなされた。

議論の結果、縮小の定義を変更し、確定給付制度の対象となっている従業員の数の重要な削減に限定することが暫定的に合意された。これによって、縮小の定義には、将来の勤務に対する給付の削減に関連する損益は含まれないこととなる。しかし、将来勤務の変動は、予測単位積立方式による将来の給付の各年への配分が定額的に行われていることから、将来の勤務による給付の削減が全体の給付額に影響し、結果として、過去勤務に属する給付の変動に影響する場合があります、その場合には、過去勤務費用が生じることがある。

清算から生じる損益

公開草案では、再測定は、企業が、確定給付制度の下で提供される一部又はすべての給付に対するすべてのさらなる法的又は推定的債務を消滅させる取引（清算）を締結するとき生じる損益を含む、とされている（第119D項）。そして、再測定は、OCIで表示しなければならないとされている。この清算の定義では、縮小による損益及び過去勤務費用が含まれる場合が生じてしまうというコメントでの指摘があった。このため、清算の定義から縮小及び過去勤務費用を除くことが、スタッフから提案された。

また、公開草案の非通常清算（non-routine settlement）の定義では、「非通常清算は、確定給付制度の下で提供される一部又はすべての給付に対するすべてのさらなる法的又は推定的債務を消滅させる取引（従業員に対する又は従業員に代わっての給付の通常の支払いを除く）である。」と記述されている（第7項）。しかし、この記述では、確定給付制度の条件に基づく給付の支払い（通常決済（routine settlement））が、非通常清算から除外されることが明確でないとのコメントがあり、スタッフから、この点を明確にする定義の変更が提案された。

議論の結果、清算の定義を変更し、縮小及び過去勤務費用に影響を与える制度改訂を除外することが暫定的に合意された。さらに、非通常清算（non-routine）の定義を変更し、制度の条件に従った給付の支払いを除外することも暫定的に合意された。

その他の暫定合意

上記のほか、議論の結果、財務諸表での表示及び開示に関して、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 過去勤務費用及び縮小及び非通常清算を勤務費用構成要素として表示する。
- (b) 通常清算から生じる損益は、再測定構成要素として表示する。
- (c) 過去勤務費用、縮小及び非通常清算に関する公開草案での提案（各構成要素に分けて認識する）を確認する。ただし、これらの要素が同時に発生し、同一の構成要素として表示されているときには、これらへの区分を求めない。

(2)その他

上記のほか、次の点が暫定的に合意又は確認された。

- (a) 実務的な理由から、制度の管理費用は、発生時に費用処理をする。なお、この処理について従業員給付ワーキンググループからの意見を入手することがスタッフに指示された。
- (b) 確定給付制度が支払う税金に対する公開草案での提案を確認する。公開草案では、制度資産のリターンから、報告日以前の勤務の拠出、又は、当該勤務に起因する便益に対する税金以外の確定給付制度自身の税金を控除することを求めている。また、報告日以前の勤務の拠出、又は、当該勤務に起因する便益に対する税金の現在価値は、確定給付債務の見積りに含めることが明確化されている。
- (c) 死亡率 (mortality) の仮定には、死亡率の変動に関する現在の見積もりが含まれることを明確化した公開草案での提案を確認する。
- (d) 解釈指針第14号 (I A S 第19号 確定給付資産に対する制限、最低積立要件及びそれらの相互関係 (IAS19- The Limit on a Defined Benefit Asset, Minimum Funding Requirements and their Interaction)) を I A S 第19号に組み込むという公開草案の提案を取り下げる。
- (e) 確定給付制度債務の現在価値を計算するために、企業は、制度の給付算定式に基づいて勤務期間に給付を帰属させる必要があるが、後年の年度における従業員の勤務が、初期の年度より著しく高い水準の給付の場合には、定額法を用いて給付の期間帰属を決定しなければならない (第67項) 。公開草案では、後年の年度における従業員の勤務が、初期の年度より著しく高い水準の給付かどうかの判断に当たり、将来の給与の上昇を考慮しなければならない点を明確にしているが、この提案を取り下げる。
- (f) 公開草案では、中間財務報告に関しては、何の改訂も提案していない。コメントでは、確定給付資産及び負債の再測定を中間財務報告時でも行うかどうかを明示すべきとのコメントがあったが、中間財務報告に関しては新たな対応は行わない。
- (g) 国や地方政府等により設定された又は企業グループ内で設定されている確定給付制度に関する公開草案の提案を確認する。

I A S B と F A S B の 合 同 会 議

1 . 金 融 商 品 (償 却 原 価 及 び 減 損)

2010年12月8日の臨時会議において、予想損失を認識するタイミングに関する代替案のうち、代替案4プライムに対する支持が多かったので、スタッフに対して、このモデルが、実務上適用可能であるかどうかに関して関係者から事情聴取することが指示されていた。

代替案4プライムは、代替案4のグッド・ブックに適用される期間比例アプローチ（加重平均存続期間にわたって予想損失を認識する）に、新たに、期末から12カ月の間に予想される損失を計算し、これと期間比例アプローチで計算される累積残高とを比較し、高い方をグッド・ブックに対する貸倒引当金の金額として認識するというもの。これは、将来12カ月間の予想損失をグッド・ブックに対する貸倒引当金のフロアーとして設定するという意味がある。一方、バッド・ブックについては、予想損失をその発生した期に全額認識する。

今回、関係者からの反応について、スタッフから報告がなされ、それに基づいて、代替案4プライムに関する議論が行われた。

議論の結果、グッド・ブックに適用されるフロアーに対して次のような変更を行うことが暫定的に合意された。

「期末から12カ月の間に予想される損失」とあるのを「信頼性をもって予測できる期間で12カ月を下回らない期間にわたって予想される損失」に改める。

I A S BとF A S Bは、今回合意された改訂代替案4プライムに基づいて関係者の意見を求めるために「補足文書（supplemental document）」（再公開草案とはしない）を公表することに合意し、スタッフに公表へ向けた作業に着手することが指示された。補足文書は、2011年1月に公表される予定である。

2．金融資産と金融負債の相殺（マスター・ネットリング契約）

今回は、二者間又は複数の相殺契約、経過措置及び開示の3点について議論が行われた。なお、今回で議論が終了したので、スタッフに対して、公開草案の準備に入るよう指示がなされた。

(1) 二者間又は複数の相殺契約

相殺は、二者間のみの相殺契約に限定すべきか又は複数の相殺契約の場合にも相殺が可能かに関して議論が行われた。

議論の結果、I A S B及びF A S Bは、複数の相殺契約の場合を除外する理由がないことから、相殺のための条件を満たす限り、相殺権が二者間の相殺契約から生じたか又は複数の相殺契約から生じたかを問わず、企業には相殺を強制すべきであるということに暫定的に合意した。なお、相殺のための条件は、2010年11月の通常会議で議論され、次の内容が暫定合意されている。

- ・相殺に関する無条件の権利及び意図があること。
- ・無条件の相殺権は、すべての状況において強制されるものであること。

(2) 経過措置

経過措置として、遡及適用と発効日以降将来に向かって適用する方法とが検討された。

議論の結果、IASB及びFASBは、比較可能性を低下させないために、遡及適用を求めることに暫定的に合意した。

(3) 開示

IASB及びFASBは、相殺に関して次の開示を求めることに暫定的に合意した。企業は、相殺の対象となっている金融資産及び金融負債、関連する契約（例えば、担保契約）及びこれらの契約が企業のエクスポージャー純額に与える影響に関する情報を、金融商品のカテゴリーごとに提供しなければならない。このような情報には次のものが含まれる。

- (a) 簿価総額（財政状態計算書で相殺される金額及びその他の保全要素を考慮する前のもの）
- (b) 次の事項を区分して
 - ・ 財政状態計算書上での簿価を決定するために相殺規準を満たし相殺できる金額
 - ・ 財政状態計算書で報告される簿価純額
- (c) 財政状態計算書上で報告されている簿価純額のうち、条件付かつ法的に強制可能な相殺権によってカバーされている部分
- (d) 次の担保の種類ごとに区分して
 - ・ 資産及び負債に関連して担保として取得又は差し入れられている現金の金額
 - ・ 担保として差し入れられているその他の金融商品の簿価
 - ・ 担保として受領しているその他の金融商品の公正価値
- (e) 上記(b)から(d)を考慮した後のエクスポージャー純額

これらの情報は、他の形式がより適切でない限り、単一の注記かつ表形式で表示しなければならない。また、金融資産及び金融負債は、区分して開示しなければならない。また、企業は、相殺契約の性質についての記述を提供しなければならない。

以上

（国際会計基準審議会理事 山田辰己）

* 本会議報告は、会議に出席された国際会計基準審議会理事である山田辰己氏より、議論の概要を入手し、掲載したものである。